

松戸市教育委員会会議録

令和5年1月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和5年1月定例会

開 会	令和5年1月19日 (木) 午前9時30分	閉 会	令和5年1月19日 (木) 午前10時15分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	×
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	×
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和5年1月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	21		
2	学校教育部 部長	西川 康弘	22		
3	生涯学習部 審議監	小林 清	23		
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24		
5	” 専門監	壁 和宏	25		
6	” 補佐	永淵 智幸	26		
7	” 主任主事	斉藤 晃	27		
8	” 主事	山本 真優子	28		
9	社会教育課 課長	臼井 眞美	29		
10	” 施設担当室 担当室長	飯沼 修	30		
11	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	31		
12	” 博物館 次長	染野 寿郎	32		
13	” 専門監	阿部 寛之	33		
14	学校施設課 課長	久保田 昭彦	34		
15	” 補佐	阿部 裕見子	35		
16	” 主査	海老原 寿和	36		
17	” 主査	海老原 弘一	37		
18			38		
19			39		
20			40		

令和5年1月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和5年1月19日（木） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和5年1月定例教育委員会会議 議題目次

議 案

① 議案第33号

松戸市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

(社会教育課) … p1

② 議案第34号

松戸市戸定歴史館条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する
条例の制定について

(文化財保存活用課) … p4

③ 議案第35号

松戸市戸定歴史館条例施行規則及び松戸市立博物館管理運営規則の
一部を改正する規則の制定について

(文化財保存活用課) … p7

④ 議案第36号

契約の締結について

(学校施設課) … p10

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に6名の方から傍聴したい旨の申出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

教育長 本日、和座委員及び中西委員が所用により欠席となっております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

◎開 会

教育長 ただいまから令和5年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いします。よろしくをお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件となっております。

では、ここからの議事進行を武田教育長職務代理者にお願いします。

◎議案第33号

教育長職務代理者 議事の進行に際しまして、新型コロナウイルス感染症予防のため、適宜換気を行いますので、ご了承ください。

それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第33号「松戸市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 おはようございます。社会教育課でございます。

議案第33号「松戸市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

まず、提案の理由につきましては、楽屋利用者の利便性の向上を目的とした、松戸市文化会館の改修に伴い使用料等を改正するためでございます。

続いて、2ページをご覧ください。

本条例改正は、現在、松戸市文化会館にて行っております松戸市文化会館トイレ改修その他工事第2期による楽屋の改修に伴い、使用料及び楽屋名称の変更を行うものでございます。

改修内容につきましては、3ページ及び本日配付させていただきました図面の資料に記載してございますが、楽屋1及び楽屋2の間仕切りの壁を撤去し、1部屋といたします。現在の2部屋分の使用料金を合算した額を楽屋1の使用料金として設定いたします。また、本改修に伴い、楽屋数が10部屋から9部屋となるため、楽屋3から楽屋10の名称番号についても1つつ繰り上げる変更を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第33号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見ございますか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 今回は楽屋1と楽屋2を一緒にして、その利便性を向上させるために大きな部屋にしたということのようですが、これまで楽屋が小さくて不便だったとか、あるいはもっと大きな楽屋が欲しいというような要望があったわけですか。また、大きくするのはこの楽屋1と2だけで、そのほかの楽屋は、3から9まであるわけですが、これを壁を取っ払って、もっと大きな部屋にするとか、そういう考えがあるんでしょうか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 まず、なぜ楽屋の改修を行ったのかということでございますが、楽屋につま

しては、ホール利用者の控室となります。中でも楽屋1及び2につきましては、プロ公演のメインの演者が利用することが多く、くつろぐのにもう少し広いスペースが欲しいとか、衣装替えのスペースが狭く利用しにくいという声が多かったため、温水洗浄便座設置工事に合わせて改修の実施を行ったものでございます。

ほかのお部屋の改修につきましては、現在では考えておりません。

教育長職務代理人 伊藤委員。

伊藤委員 そうしますと、そういう要望に対しては今回の楽屋1と2を合わせて1つの部屋にして広くすることによって、そのニーズは満たされるだろうという、そういうご判断ですよ。分かりました。

それから、もう一つ、費用についてですが、文化会館内のトイレを和式から洋式のトイレに替えるということも今回の工事のかなりの部分を占めているというふうに理解してよろしいですか。

教育長職務代理人 社会教育課長。

社会教育課長 森のホール21につきましては、順次、温水洗浄便座設置の工事を行っております。現在では洋式化は78%済んでおりまして、うち温水化は67%、今、和式は22%ということで、29基の和式がまだございます。それを順次工事をしているところでございます。

教育長職務代理人 すみません、今、森のホール21って、社会教育課長おっしゃったんですけども……

(「文化会館」の声あり)

教育長職務代理人 すみません、失礼いたしました。

ほかにごございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今のところで、22%で29個の和式のものもいずれかは全部洋式化する予定なのでしょうか。

社会教育課長 トイレ改修工事は、令和3年度から4年間かけて実施しております。今は、2期目ということで、楽屋エリアの工事を、今年度させていただく予定です。令和6年度には、ほぼ予定した工事が完了いたします。

以上でございます。

山形委員 令和6年度には100%洋式化でしょうか。

社会教育課長 それで、和式の29基のうち、2基だけは、スペースの問題があって、洋式化が

難しいところが2つだけありますので、100%にはならないんですけども、可能なところは全て令和6年度には完了するという事です。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

スペースの問題で、和式から替えられないというところは理解しました。洋式化することが時代のニーズに合ってきています。ご高齢化や多様な部分があります。洋式化することはとてもいいなと思いましたが、今回のことも図面を見ながら、ウィズコロナで生きていく中で、有名なアーティストさんも森のホールを使われる回数が増えてきているのかと思うので、楽屋の改修でより利便性がよくなることはとてもいいことだと思いました。

この料金に関して、2部屋分が単純に2倍になっているんですけども、ほかの自治体の楽屋のお値段と大体このぐらいの値段で皆さん統一されている、相場感なのですか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 ほかの自治体との比較というのは、場所の問題もありまして、駅から近いところとか、遠いところとか、老朽化施設とか、その施設ごとの事情があると思うのですが、松戸市の場合の利用料金の設定につきましては、当初の決め方でございますけれども、土地取得費用等の非原価を除き、人件費、光熱水費等の施設運営に係る原価部分に相当する額を用いて、使用料を決定したという経緯がございます。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

この価格等に関しても、光熱費が高騰したりしている中で、こちらは営利目的として活用されたときの金額や今後、話題にはなってくるのかなと思いつつながら、確認でした。ありがとうございます。

生涯学習部長 生涯学習部長でございます。

1点補足でございまして、今回の利用料金につきましては、あくまで現状の楽屋使用料の2つ分を合算したものでございまして、今、山形委員おっしゃっていただいたように、利用料金そのものの見直し等については、様々な議論も必要だと思っておりますので、また、施設全体に関わることにもなってまいりますので、課題としては捉えております。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 私から、これ、図面見せていただいて、この文章だけのときは、ちょっと

理解できない部分があったので、図面を出していただけるようお願いしたんですが、実際に森のホール21で上演されている演目を見ますと、指揮者の方とソリストの方と主演クラスの方が複数いらしてという形での公演というのがかなりあるんですね。そのときに、この第1楽屋というのが一つだけというのに、ちょっと第2楽屋以降の平米数が出ていないので、何とも言えないんですけども、少し偏りがあると、逆に大丈夫だろうかという不安も覚えます。きちんと演者とか、来てくださる方のご意見というのを、今後、もう少しお伺いして、メインの楽屋というのはやはり2つぐらいはあったほうが、実は有用的ではないかというふうに私は思うのですが、決して23平米、すごく広いというわけではないと思うんですね。今日的には常識的な範囲ですので、ちょっとそのあたりも、いろんなリサーチを取って、今後検討していただけたらいいかなというふうに、第2楽屋以降が分からないので、軽々には申し上げないんですけども、ちょっとそのあたり気になるところでございました。

以上です。

あとは、ございますか。

社会教育課長。

社会教育課長 今、1から10まである楽屋を、1と2を一緒にして23平米ぐらいになります。

3から10につきましては、それぞれの面積が違っておまして、例えば、3ですと20.3平米、4ですと21平米ということでございますので、メインの方が2人いらっしゃってもご利用いただけると思っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。安心しました。失礼いたしました。

ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第34号

教育長職務代理者 次に、議案第34号「松戸市戸定歴史館条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 文化財保存活用課の関根でございます。

大変恐縮でございますが、資料の差し替えがございます。議案第34号「松戸市戸定歴史館条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する条例の制定について」は、お手元の配付資料に沿ってご説明いたします。

4ページをご覧ください。

本件は、松戸市戸定歴史館条例及び松戸市立博物館条例の一部を改正する条例を令和5年3月定例会市議会に議案として、別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものでございます。

提案理由につきましては、近年、博物館に求められる役割が多様化、高度化していることを踏まえ、博物館の適正な運営を確保するため、博物館法の一部が改正され、それに伴い条例で引用する規定を整備するものでございます。

資料5ページをご覧ください。

改正内容としては、松戸市戸定歴史館条例第5条及び松戸市立博物館条例第5条においては、それぞれの館が行う事業を明記しております。このたび、博物館法第3条の改正により、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。」と明記されたことから、本市におきましても、所蔵する資料のデジタルアーカイブ化を戸定歴史館及び市立博物館の事業として、明確化するため、新旧対照表に記載のとおり改正するものでございます。

また、資料6ページでございますが、博物館法に記載されております博物館協議会の設置根拠条文が第20条第1項から第23条第1項に改正されたことに伴い、松戸市立博物館条例第8条についても改正するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第34号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 今回の条例改正は博物館の資料のデジタルアーカイブ化をもう既に事業としてはや

っているけれども、今回の法改正に伴って、それをより明確化にするんだということですか。

教育長職務代理者 博物館次長、お願いいたします。

文化財保存活用課博物館次長 このたび、博物館法の改正により、デジタルアーカイブ化の事業について明確化になりました。当博物館におきましては、本改正において、昨年4月29日に戸定歴史館及び市立博物館が、まつどデジタルミュージアムを開設しておりまして、もう既にデジタルアーカイブ化を導入しております。

以上でございます。

伊藤委員 既にやっている事業をより明確にするという趣旨だと理解しました。

それで、今回の条例改正に伴って、このデジタルアーカイブ化をどの程度、スピードアップするのか、何か何年ぐらいの計画を立てて、それをやろうとしているのか、あるいはその公開の見通しというか、出来次第公開することになるのか、その辺についての計画なり、見通しみたいなものがあれば、教えてください。

教育長職務代理者 現在及び今後の進捗状況みたいな。

伊藤委員 そうですね。

教育長職務代理者 課博物館次長、お願いいたします。

文化財保存活用課博物館次長 先ほどもご説明しましたとおり、デジタルアーカイブにつきましては、既に導入をしており、デジタルミュージアムとして市民に公開しております。

今後、デジタルミュージアムのコンテンツとして、子ども向けコンテンツというものがございしますが、学校関係機関と連携をして、教材で活用等できるかもしれませんので、今後、役に立てるように進めていきたいと思っております。

まだ、今後の計画につきましては、これから学芸員と調整をしまして、資料の追加、また3Dコンテンツなども今後追加していきたいと考えております。

以上でございます。

伊藤委員 素人なので、ちょっとよく分からないのですが、このデジタルアーカイブ化というのは、博物館にある資料をそういうデジタル化とか、いろんな今の方式に合わせた形にするということだろうと思うんですけども、現在の博物館の資料の何割ぐらいがもう既にデジタル化がされているのか。また、あと何年ぐらいの計画で、もちろん予算との関係もあるんでしょうけれども、全部アーカイブ化できるという見通しを持っておられるのか、博物館が行われている今のアーカイブ化の作業の進捗状況というか、見通しについてはどうでしょうか。

教育長職務代理者 課博物館次長、お願いします。

文化財保存活用課博物館次長 博物館の所蔵資料についてご説明いたします。

現在、資料全体としては3万7,800程度の所蔵資料がございます。また、その他の資料として、広報課から旧蔵写真として30万コマがございます。今、デジタル化というところですが、分野別にご報告しますと、歴史資料で、2万4,000点に対して1万5,774点をデジタル化しております。また、考古につきましては、6,100点に対して6,028点、また民俗につきましては、7,700点について4,163点デジタル化しております。また、デジタル化してあるけれども、まだ画像のほうに掲載されていないものもありますので、それについては随時、追加していきたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 随時、公開に向けて進めていかれるというふうにご理解して。

文化財保存活用課博物館次長 今、まだ年次計画でどれだけ毎年追加していくという計画をまだ立てていませんけれども、またそれにつきましては、計画を立てて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

ちょっと補足をさせていただきまして、今現在、策定中の文化財保存地域活用計画の中でもデジタル化、アーカイブにもいろいろな用途があるんですが、今、博物館の状況を申し上げましたが、その他の所蔵品もございますので、そういったものをどのように進めていくかということについても、計画の中で、しっかりとまたさらにスケジュール等を現状を把握しながら進めていきたいというふうには考えてございますので、よろしくご願ひ申し上げます。

山形委員

博物館や戸定歴史館のホームページを見せていただくと、以前に比べ充実したものになっていますね。VRツアーなどウェブに慣れている人にはプラスになりますし、子どもたちにもいろんな諸事情があつて、博物館に多分直接行く機会がない人にも役立ちます。

こどもミュージアムも開催され子ども達が来館することが増えてきているとは思いますが、なかなかご家庭の事情とかで行けない子に関しても、学校でウェブを通して学ぶ機会が増えていってありがたいなと思ひながら、お話を聞いていました。

質問で、改正後の5条の(2)の文言の確認をさせていただきます。(2)資料に係る電磁的記録、電子的方式、磁氣的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られたという表現がありますが、これは例えば、視覚障害のある方には認識はできませんというようなことの文章が入っているのか、これは国が法律的につくられた言葉だとは思いますが、ここの理解というところで、私の今の理解が正しいかどうかの確認をさせていただけたらと思います。

教育長職務代理者 戸定歴史館長、お願いいたします。

戸定歴史館長 電磁的記録につきましては、基本的にはこれはデータのことを指します。改正後の条文の括弧内にあります今おっしゃられました電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録というのは、これは法律の用語の一つでありますので、そちらを引用して条例のほうに入れたということでございます。よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 今の山形委員のご理解でよろしいということですか。

戸定歴史館長 そうですね、データ全てということになります。

山形委員 データなので、データが見れない方は認識できないということが、法律上、ここに入っていないといけないのでという、理解で大丈夫ということでもいいですか。

戸定歴史館長 はい、そういう認識です。

山形委員 そういう認識で、ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 よろしいですか。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第34号を採決いたします。

議案第34号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第35号

教育長職務代理者 次に、議案第35号「松戸市戸定歴史館条例施行規則及び松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いいたします。

文化財保存活用課長 議案第35号「松戸市戸定歴史館条例施行規則及び松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

資料7ページをご覧ください。

本件は、議案第34号と同様に博物館法の一部が改正されたことに伴い、松戸市戸定歴史館条例施行規則及び松戸市立博物館管理運営規則の一部を改正する規則を定めるものでございます。

資料8ページをご覧ください。

松戸市戸定歴史館及び松戸市立博物館が所蔵する資料の貸出しについては松戸市戸定歴史館条例施行規則第7条第1項第2号及び松戸市立博物館管理運営規則第7条第1項第1号に定めておりますが、博物館法の一部改正に伴い、松戸市戸定歴史館条例施行規則においては、博物館法第10条を第11条に、同法第29条を第31条第1項に改正するものです。同じく、松戸市立博物館管理運営規則においても、同法第29条を第31条第1項に改正するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第35号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 8ページの今のご説明のところなんですが、特に第7条の(2)の文章が変わったことは分かるんですけども、一体、これによってどういう人が今まで貸出しができたのが、できなくなるのか、あるいは今までできなかった人ができるようになるとか、今回の規則の変更に伴ってどういうふうに具体的に貸出しができる人がどう変わるのか、もう少し分かりやすく教えていただくとありがたいんですけども。

教育長職務代理者 実情例を挙げて。

課博物館次長、お願いいたします。

文化財保存活用課博物館次長 博物館法につきましては、博物館に相当する施設について、国又は当該施設の所在する都道府県が博物館に相当する施設として指定することができるということを定義しております。

今回、その相当する施設がほかの博物館と連携を今後していくということで、努力義務が規定されたものでございます。それに伴って条例の、条ずれを改正するものでございます。

相当する施設の内容が特に変わったとか、そういうものではございません。

以上でございます。

伊藤委員 よく分からないけれども、内容的に変わっていないのであれば、それで結構です。

教育長職務代理者 内容の変更ではなくて、実情の貸出し等の実例のようなものをお伺いしたいと思います。ですよね。

伊藤委員 つまり貸出しができる施設の範囲ですが、今まで貸し出しできなかったところができるようになるとか、変更があるのかなと思ったんですけれども、今のお話だとどうもなさそうなので、いいのかなと思いました。

教育長職務代理者 課博物館次長。

文化財保存活用課博物館次長 今回の法改正に伴いまして、法改正の条文がずれました。それに基きまして、博物館条例のほうも条文がずれたということで、今回整備したものでございます。

相当する施設というところですが、博物館につきましては、登録博物館とまた相当する施設というのがございまして、当博物館は登録博物館という位置づけをされていますので、その登録博物館が相当する施設に資料を貸出しするというところで、条例そのような形で規定しております。

教育長職務代理者 市内には、その相当する施設というのが現在どのぐらいおありになって、どのような交流がされているんですかということが知りたいんだと思います。

文化財保存活用課博物館次長 今、市内にどれだけあるかというのは、手持ちにはございませんけれども、文化庁の調べによりますと、平成30年度の調査では、登録博物館数が全国で914館、また博物館相当施設というのが372館ございます。

市内にどれだけあるかというのは、手元に資料がございませんので。

以上でございます。

教育長職務代理者 すみません、素人の感覚で申し訳ないんですけれども、博物館というと公のものというイメージがどうしてもあって、民間施設というのは一体どんなものがあるんだろうという興味がございまして、そこの交流の規定について、ちょっと文化庁のほうから改正してほしいという旨だと思うのですが、もしよろしかったら、またその資料のほうをお伝えいただければありがたいと思います。

文化財保存活用課博物館次長 かしこまりました。

教育長職務代理者 今でなくても構いませんのでよろしく申し上げます。

文化財保存活用課博物館次長 じゃ、また後で資料のご提示させていただきます。

教育長職務代理者 よろしくお願ひいたします。

ほかにごございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第35号を採決いたします。

議案第35号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第35号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第36号

教育長職務代理者 次に、議案第36号「契約の締結について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願ひいたします。

学校施設課長、お願ひいたします。

学校施設課長 議案書10ページをお開きください。

議案第36号「契約の締結について」説明いたします。

本件は、松戸市立東部小学校屋内体育館新築工事の契約の締結を以下のとおり提案するよう、市長に申し出るものでございます。

- 1、契約の目的、松戸市立東部小学校屋内体育館新築工事。
- 2、契約の方法、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札。
- 3、契約金額3億7,070万円。
- 4、契約の相手方、松戸市日暮五丁目25番地、株式会社湯浅建設 代表取締役、湯浅健司。

次に、提案理由といたしましては、東部小学校屋内体育館の老朽化に伴い、建て替えるためでございます。

この提案理由の内容を説明いたします。

初めに、既存の東部小学校屋内体育館は、昭和45年に建設され、竣工から50年以上が経過し、老朽化が進んだことから、建物の老朽化を総合的に評価する耐力度測定業務委託を令和

2年に実施し、その結果を踏まえ建て替えを行うこととなりました。

なお、既存の屋内体育館は、令和4年6月28日から令和4年12月23日までの工期をもって既に解体工事が完了しております。

次に、お手元にお配りしました資料でございますが、相手方との仮契約を令和5年1月16日月曜日に市長部局の契約課にて行ったことから、資料は事前配付ではなく、本日配付させていただいたところでございます。

では、資料1ページをご覧ください。

議案第36号参考資料1、1入札方式、総合評価方式簡易型。

2、予定価格、3、調査基準価格、4、失格基準価格は記載のとおりでございます。

5、入札結果は、表に記載されたとおりでございます。株式会社湯浅建設、太陽ハウス株式会社、輝建設株式会社の3者による入札が行われ、入札記載金額、技術評価点から求めました評価値が最も高かった株式会社湯浅建設が落札されたものでございます。

次に、6、契約金額につきましては3億7,070万円でございます。

次に、2ページ、議案第36号参考資料2には、1、工事場所から、2、工事概要につきましては、記載のとおりでございます。

3、工期につきましては、市議会の議決を得た日の翌日から令和6年3月22日までとしております。

次の、3ページから6ページにかけては参考図となります。

3ページには、東部小学校の案内図、4ページには屋内体育館の工事範囲を示した配置図、5、6ページには、屋内体育館の1階、2階の平面図をそれぞれ図で示したものでございます。

5ページをお開きください。

1階には、競技場及びステージ、男女トイレと多機能トイレ等を設置し、外構にはスロープを設置し、車椅子等がスムーズに出入りできるようになっております。照明器具はLED照明を使用し、また、床は一般的な床板タイプではなく、松戸市では初めて多目的弾性シートを使用いたします。

今、サンプルを手元にお配りしました。

ご覧のように断熱性、弾力性があり、耐水性もございますので、水拭きができ、清掃がしやすく、また、机や椅子をじかに置くことも可能でございます。バスケットボール等の競技認定も問題ございません。

次に、6 ページです。

2階には放送室やギャラリー等を設置いたします。

なお、令和5年3月中旬に行われます令和4年度卒業式及び令和5年4月初旬に行われます令和5年度入学式につきましては、隣接する第五中学校体育館にて実施予定でございます。

また、令和6年3月中旬に行われます令和5年度卒業式は、この新たな屋内体育館で行われる予定でございます。

議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第36号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 工期が来年3月22日までとあり、今の課長の説明だと、卒業式はできますということですが、小学校の卒業式は3月中旬なので大丈夫ですか。

教育長職務代理者 学校施設課長

学校施設課長 通常工事といたしまして、工期末までに検査を終わらせなくてはいけないのですが、完成するのが3月にはもう完成していると思いますので、部分使用ということで、仮に使用させていただくような形で卒業式執り行いたいと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

山形委員。

山形委員

価格について、いろいろなものが高騰はしているとは思いますが、体育館以外に近年体育館の建て替えのときの対象になるような価格、どのぐらいの費用だったかというのがもし分かるものがあれば教えてください。

また、現在、体育の授業というのはどんなふうに行われているのかというのが、少し気になったので、ご様子に分かれば教えていただきたいです。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 過去同様の契約といたしましては、平成30年に上本郷第二小学校の屋内体育館新築工事を行っております。そのときの金額は約2億7,526万円で契約しております。当時と比べ、約9,500万円ほど高くなってはおりますが、これは労務単価の上昇等が要因と考えております。

あと、体育の授業の件ですが、体育館が今ございませんので、その辺は学校と協議いたしまして、年間計画の中で体育館を使う授業は前半に終わらせるとかでやっていた中で、調整をしているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 この見本で示していただいた床シートですが、こちらからこういうものを使ってほしいと、市側から要請されたのでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長

学校施設課長 施設課で茨城県や、千葉県内でも採用している自治体がございますので、視察に行かせていただきました。新築のところ行くよりも、やはり10年ぐらいたったところを見に行ったほうがいいということで、見に行きまして、かなりメンテナンス性がいいという、先ほども説明させていただきましたけれども、水拭きができますので、小中学校には向いているということで、市のほうから設計段階でこういうのを採用できないかというのは打診しておりました。

以上でございます。

伊藤委員 そうすると、これはもう既に10年は使われていて、それほど劣化したりはしていないということのようですが、これは今まで使っていた床材に比べて、コスト的にはかなりアップするのでしょうか。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 初期費用は1.2倍ぐらいになるかと思われませんが、その後のやはり修繕費用がかなり割安ということになります。あと、学校がワックスがけが必要でなく、水拭きだけでいいので、今後、長い目で見ると、やはりトータルコスト的には安くなるのかなと。あと、どうしても木の床材ですと、ささくれなどを発見するのがなかなか学校側の負担になってしまい、さらに補修費もかかります。こちらですと、もし裂けた場合や、何か強いもので切れ込みが入った場合は、部分的に貼りかえることができますので、その辺も優位かと思っております。

以上でございます。

伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、それでは、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第36号を採決いたします。

議案第36号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局から何か報告はございますでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 よろしいですか。

委員の皆さんから何か。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 私のほうから、報告書を出させていただいたので、昨年度の学校訪問についての報告でございます。中身につきましては、4校、小学校2校、中学校2校、伺わせていただいて、いつもいろんな学校訪問に行きますと、いろんな側面を拝見するんですが、すごく分かりやすい目についた事例などについて、今回は特化して書いてみました。いろんな報告の仕方があるかとは思いますが、やはりちょっと学校経営とかのいろんな細かな部分は申し上げていいものと、よくないものがあるような気がしたり、理解を深めるという意味で訪問させていただくというふうには私考えております。ここに書いてあるのは、いろんな目についた事例なんかを書かせていただきましたので、ぜひご一読いただいて、こんなことをこの学校はやっていらっしゃるんだなというふうにご理解いただけたらうれしく思います。では、後ほど読んでいただければと思います。

以上でございます。

それでは、本日予定していました議題は以上でございます。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 ありがとうございます。この説明はいいのですか。

教育長職務代理者 こどもミュージアムの報告は。

(「配付のみでございます」の声あり)

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令

和5年2月8日の水曜日、午前9時30分より、松戸市役所議会棟3階特別委員会室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、次回、令和5年2月定例教育委員会会議は、令和4年2月8日の水曜日、午前9時30分より、松戸市役所議会棟3階特別委員会室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和5年1月定例教育委員会会議を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会 午前10時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員